

令和4年8月教育委員会会議録

---

【会議に付すべき事件】

- 議案第10号 令和3年度熊取町教育委員会活動の点検及び評価について  
議案第11号 令和5年度使用熊取町立小・中学校教科用図書採択について  
議案第12号 図書館協議会委員の任命について  
報告第5号 小学校プール開放時間の変更・休止及び中止に係る専決処分報告について
- 

【その他】

後援名義使用願の承認について【報告】1件

《8月分》

小・中学校行事予定

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業予定

図書館【熊取図書館 他関係団体】事業予定

《6月分》

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業報告

《4・5・6月分》

社会教育施設等利用状況

---

日 時 令和4年8月5日（金）午後5時00分から  
場 所 役場本館3階 議場

---

【教育委員会定例会出席者】

教育長	岸野 行男
教育委員（教育長職務代理者）	梶山 慎一郎
教育委員	土屋 裕睦
教育委員	鈴木 直子
教育次長	阪上 敦司
理事（学校指導担当）	林 栄津子
理事（生涯学習・図書館担当）	原田 哲哉
学校教育課長	三原 順
学校教育課学校総務参事	伊東 浩一
学校教育課学校指導参事	松本 歩
学校教育課学校指導参事	柘屋 知佳

学校教育課学校指導参事	松浪 誠人
生涯学習推進課長	立石 則也
生涯学習推進課生涯学習参事	大屋 真志
図書館長	原田 貴子
書記	守田 由美子

開会 午後5時00分

岸野教育長                 それでは、ただいまから令和4年8月教育委員会定例会を開会します。

                                  本日の署名委員は鈴木委員を指名します。よろしくお願ひします。  
それでは、議事に入ります。

                                  事前配付の議案書1ページ、議案第10号「令和3年度熊取町教育委員会活動の点検及び評価について」事務局から説明願ひします。  
三原課長、お願ひします。

三原課長                   それでは、熊取町教育委員会活動の点検・評価報告書についてのご説明をさせていただきます。部署が3課にまたがりますので、それぞれの課より説明をさせていただきます。

                                  まず、報告書の6ページ、7ページをご覧ください。

                                  昨年と主に変わった部分を順次ご紹介させていただきたいと思っております。

                                  まず、6ページの新型コロナウイルス感染症対策ということでまとめてございます。取組結果のところを幾つか書き出しております。1つ目のポツの最後の行にも書いております取組で、学習保障をメインに取組を進めてまいりまして、一定図られたというふうに記載をさせてもらっています。次のポツですけれども、教職員への新型コロナワクチンの優先接種、あるいは1つ飛ばして4つ目のスクールサポートスタッフの配置による感染予防と教員の負担軽減、その次の学校給食費の無償化等々の取組を行ってまいりました。

                                  今後の課題・方向性については、現下の状況を踏まえて必要な対策を講じていくということで取りまとめてございます。

                                  7ページにつきましては、矢印を少し引っ張りまして、新型コロナウイルス感染症を取り巻く動向や措置の概要ということで取りまとめてさせていただきます。

次に、8ページをお開きください。

(2)の英語能力判定テスト(英検I B A)の実施ということで、取組概要の最初の2行で書いておりますように、中学3年生、それと1年、2年生に対してテストを実施してございます。

取組結果についてですけれども、個人の成績表の返却ということで、これを通じて2行目最後、主体的な学習につなげることができたということで締めくくりをしております。丸の4つ目のところには、中学1年生において英検5級相当以上が81.5%、中2で4級相当以上が70.6%、中3で英検3級相当以上が56.2%ということで、結果を記載させていただいております。

今後の課題・方向性については、経年分析を進めて今後の施策に反映していくということでまとめてございます。

これにつきましては、この報告書の一番最後に評価委員さんからの意見を取りまとめた部分がございます。72ページ、73ページでございます。

この意見の72ページ、記の下の1番になります。こちらにおいて、主体的な学習につながる取組として評価をいただいております。また、子どものいろんな課題に対してチャレンジできるような環境整備を検討してくださいということで、ご意見を頂戴してございます。

すみません、また本体の9ページのほうにお戻りいただきたいと思っております。

9ページにつきましては、教育ICT環境の整備ということで取りまとめてございます。真ん中の取組結果のところには1人1台端末の本格的な活用のところ、それとICT支援員3名の配置による運用支援、それと統合型校務支援システムの令和4年度本格運用に向けての準備ということで取組をさせていただいたところでございます。

それと、11ページ、12ページをご覧ください。

学校施設のトイレの洋式化整備でございます。取組結果のところをご覧くださいと、北中と南中で昨年度以下の令和3年度に残りの部分の洋式化のトイレの整備、それと熊中については設計業務をスタートしたところでございます。今後については、令和5年度までに小・中学校全体のトイレ洋式化整備の完了を目指すというものでございます。

次の12ページには、取組結果ということで具体的な数字、洋式化率等々の記載をしてございます。全体といたしましては、令和3年度末で67.2%の洋式化率ということでございます。

この表の中の多目的トイレの部分がございます。中には少し数が少

ない学校がございます。この多目的トイレの少ないところに関して、評価委員さんのほうからご意見を頂戴しております。これは、またすみません、72ページのほうになります。

72ページの2番のところで最後の2行になります。「また、小・中学校における多目的トイレの拡充についても検討されたい」ということでご意見を頂戴してございます。この2番につきましては、多目的トイレ以外としてトイレの洋式化整備に関して評価をいただいております。また、きれいなトイレについても施設の魅力の一つということで、今後も清潔な環境の維持に努められたいということでご意見を頂戴してございます。

すみません、あちこちいって申し訳ないです。また13ページのほうにお戻りいただけたらと思います。

13ページは、(5)として大規模改修(東小学校)ということでご記載をしております。令和3年度につきましては、東小学校の管理棟について大規模改修工事を行っております。

今後の課題といたしましては、令和4年度は普通教室棟の大規模改修、全体事業としては令和5年度の完了を目指すものでございます。

続きまして、少し飛んで25ページをお開きください。

(3)社会の一員としての自覚と規範意識の醸成ということで、②スクールカウンセラー配置事業でございます。取組概要の2行目にありますように、臨床心理士をスクールカウンセラーとして週1日全中学校に配置、小学校については中学校のスクールカウンセラーに相談できる体制を取り、相談の多い学校については年間12回の配置を行うというものでございます。取組結果にもありますように、延べ1,121件の面接等を実施しております。

また、次のページにいきますと、今後の課題・方向性として3行目、4行目にありますように、チームとして多面的に児童・生徒の課題を解決できるような体制を整備するというところでまとめてございます。

それと、次の③スクールソーシャルワーカー活用事業でございます。こちらについては、取組概要の2行目です。スクールソーシャルワーカー5名を小学校5校と中学校1校に配置してございます。結果については、家庭状況の把握に努めて多面的な支援を行うことができたということでございます。また、登校状況が改善されたケース、不登校の未然防止につながったケースもございます。

今後については、福祉的なアプローチが必要な家庭が増加している背景もありますので、教育委員会、健康福祉部等が機能的に連携して、

取組の支援を進めていきたいということでございます。

ここについては、評価委員さんのほうからご意見を頂戴しております。73ページの6番になります。スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの人材活用については評価をいただいております。継続して取り組むように努められたいということでご意見を頂戴しています。

続いて、報告書の30ページ、31ページになります。

(5) 学校運営体制の充実と開かれた学校づくりの推進ということで、31ページにグラフを記載しております。特に、円グラフでありましたら年間の時間外在校等時間数が720時間を超える部分が36.3%ございます。その隣の棒グラフであれば、45時間超え、黄色と赤とグレーになりますけれども、こちらのほうが非常に大きな割合を占めてございます。

こういった現状を受けて今後の課題・方向性ということで、1つ目に、時間外在校等時間の月80時間超えや年720時間超えの解消を目指して、記載にあるとおり様々な取組を進めていくこととしてございます。

その下の②開かれた学校づくりということで、こちらは取組結果として、学校からのお便り、町ホームページ、町掲示板等を通じて学校の教育目標や教育活動について保護者や地域住民に積極的に情報発信を行ったということで、さらには年3回の学校協議会を実施して、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映したということで、この取組を引き続き行っていくということでまとめております。

このページにつきましては、1年前の報告書にはなかったページでございます。今回新たにページとして作っております。

ここについても評価委員さんのほうからご意見を頂戴しております。これは73ページの3番と4番になります。3番につきましては、教職員の時間外在校等時間が多くなっており、教職員の働き方改革については学校全体の運営、個別の日常業務の工夫改善に加え、スクールサポートスタッフやICT支援員といった人材を有効活用するなど、着実に進められたいということでご意見を頂戴しています。それと4番についても、町のホームページを見やすくしたり、一層の広報周知活動に努められたいということでご意見を頂戴しております。

続いて、報告書の33ページをお開きください。

32ページ、33ページ、(6) 児童生徒の安全確保でございます。この④危機管理マニュアルの点検・見直しでございます。

各学校で危機管理マニュアルを作成しております。点検、見直しを年度ごとに行っております。これについて評価委員さんのほうからご意見を頂戴しております。これが73ページ、意見書の7番になります。毎年、訓練や点検を通じてマニュアルを確認し、危機管理意識を向上するようということでご意見を頂戴しております。

学校教育分野については以上になります。

岸野教育長

大屋参事。

大屋参事

それでは、私のほうから生涯学習に関連したところを説明させていただきます。

ページ戻りまして申し訳ございません。報告書の14ページをお開きください。

社会教育分野における新規・拡充の取組ということで、(1)生涯学習施設の改修でございます。

取組結果のところを見ていただきますと、公民館・町民会館、熊取交流センター（煉瓦館）、総合体育館（ひまわりドーム）、八幡池青少年広場、熊取図書館、記載のとおり改修を行ったところです。特に、現在整備を進めております公民館・町民会館につきましては、丸の下のポツにございますが、基本設計業務が完了しましたので、その内容について書かせていただいております。公民館については耐震補強工事、エレベーター設置、トイレ洋式化などバリアフリーへの対応、ホールにつきましては客席数の増、舞台の拡張、音響性能の向上、こういったことを基本設計の中に盛り込んでございます。

今後の課題・方向性というところですが、公民館・町民会館につきましては、文化創造施設として新たに整備を行いますので、整備後の運営を検討してまいりたいと思います。また、その他の施設につきましても、令和元年度に策定いたしました熊取町社会教育施設等個別施設計画がございますので、その計画に基づき改修、維持管理を行い、学習環境の充実を図ってまいりたいと考えてございます。

少しページが飛びまして、37ページでございます。

社会教育の主な取組というところで、まず(1)生涯学習の推進のところですが、四角囲みの下、米印のところになります。表中の星印につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い影響が生じた項目ということで、以下、文化、運動スポーツ、図書館と同じような内容で記載をさせていただきます。

生涯学習の分野で主なところを申し上げますと、39ページをお開きください。

自主活動の支援ということで各種団体の支援を行っております。取組結果のところでは4つ目の黒丸ですが、こども会をはじめとする各社会教育団体に対し、財政的支援を行うとともに、事務局業務の補助を行いました。しかしながら、コロナの影響で活動自体が中止ということもございまして、町の補助金が返還されております。

今後の課題・方向性のところで、また一方でございまして、社会教育団体については、構成員数が減少傾向にあることから、各種事業活動の見直しを行い、団体活動の活性化を図る必要があると考えておるところで、評価委員さんのほうからもご意見を頂戴してございまして、73ページになりますが、9番の項目になります。具体的にこの報告書の中で団体数というのは書いておらないんですけども、こども会育成連絡協議会に入っている地区こども会の数、子どもの数が減少してございまして、現在6地区のみの加入となっております。そういうところもございまして、社会教育団体の活動が先細りになっていると。こども会だけではなく、各団体の活動が継続できるよう育成・援助を行い、活動の活性化につなげられたいというご意見をいただいておりますので、婦人会は残念ながら解散してしまいましたが、こども会、青年団、PTAはございまして、そのあたり、ぜひ活動が活性化できるようにつなげてまいりたいと考えております。

ページ戻りまして、40ページをご覧ください。

④の地域連携の推進というところでございまして。こちらのほうは主に青少年の関係を記載させていただいておりますが、取組結果の3つ目の黒丸でございまして。教育委員の皆様にもご出席いただきました令和4年の成人式を令和4年1月9日に開催し、390人の参加となっております。対象516名、参加率75.6%ということで、前年と同じく様々な感染症対策を講じながら実施させていただき、下のグラフにもございまして、コロナ前とさほど変わらない参加率となっております。

次の41ページの一番上の黒丸でございまして。

子どもの放課後の居場所づくりということで、くまとり元気広場事業を実施しております。令和2年度に比べますと令和3年度の開催数が増えておるんですけども、グラフを見ていただきましたらお分かりいただけるかと思うんですけども、令和元年度と比べますとまだまだコロナの影響が大きく、開催回数が減少しているというところでござい

ます。

42ページでございます。

地域連携の推進の今後の課題・方向性というところで4行目のところになりますが、成人式につきましては、この4月より成人年齢の18歳への引下げがございました。社会的影響というものを総合的に判断させていただきまして、本町におきましては従来どおり20歳を対象に実施するというところで決定させていただいております。

今後におきましては、成人式という名前をどうするのであるとか、18歳の成人で何が変わるのか、そういったことを主権者として関係部局と連携しながら啓発していきたいと考えてございます。

43ページでございます。

生涯学習の推進体制の整備ということで、生涯学習推進計画の進捗状況の確認を行うということで、社会教育委員会議を開催させていただいております。令和3年度につきましては記載のとおり2回開催させていただきまして、公民館・町民会館の整備の状況、また、令和5年以降の成人式についてを議題として開催しております。

今後の課題・方向性というところで、2つ目のセンテンス、「また」以降ですけれども、平成30年3月に策定した第4次生涯学習推進計画の令和4年度は中間年となりますので、現在見直しを行っているところでございます。というところでまとめさせていただきました。

生涯学習の推進については以上でございます。

岸野教育長

続いて、立石課長。

立石課長

それでは、15ページをご覧ください。

新規・拡充の取組としまして、(2)文化財保存活用地域計画作成の取組について説明させていただきます。

文化財保存活用地域計画作成につきましては、取組概要ですが、平成31年の文化財保護法改正により新たに制度化された、市町村における文化財保存に関する総合的な法定計画でございます。文化財保護行政の中長期的な基本方針を定めるマスタープランと、短期的に実施する事業のアクションプランの両方を担うものでございます。

取組結果でございますが、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物の区分ごとに、未指定文化財を中心にこれまでの調査を基に一覧表の作成に取りかかり、文化財のリストアップを行いました。

今後の課題・方向性についてでございますが、既存の文化財資料の

再整理や未指定文化財の調査を継続するとともに、関係団体から成る協議会での審議を経た上で計画の取りまとめを行ってまいります。

続きまして、(2)の文化・芸術の振興と充実について、(3)の生涯スポーツの推進について、主なところを説明させていただきます。

44ページをご覧ください。

①の学習機会の提供でございます。取組概要としましては、3つ目の黒丸ですが、町制施行70周年記念事業としまして、くまどりだんじりミュージアムの展示を煉瓦館において開催いたしました。ホームページにおきましてもだんじりの動画の配信を行っております。

続いて、46ページをご覧ください。

上から3つ目の小さい黒丸になりますが、重要文化財降井家書院保存修理工事への補助金の交付でございます。190万5,000円でございます。令和2年度も補助金238万円を交付しましたが、令和3年度も障壁画の修理などで190万5,000円を交付しました。なお、重要文化財降井家書院保存修理工事につきましては、令和4年12月に終了するというようになっております。

続いて、51ページをご覧ください。

一番上の黒丸、スポーツリーダーバンクの登録者の派遣者数についてでございます。これにつきましては、73ページの意見書の8番になりますが、評価委員の方から「『スポーツリーダーバンク』登録制度のさらなる充実を期待する。スポーツリーダーバンク登録者の更新や学校との情報共有を進めることで、中学校の部活動指導が行える制度とするなど、今後の部活動の地域移行を見据えた体制整備について検討されたい」という意見がございました。

51ページに戻っていただけますでしょうか。

この中の黒丸の6番目の観るスポーツの提供ですが、今回Fリーグ、フットサルのプロの公式戦が初めてひまわりドームで開催されました。また、東京オリンピックに出場した選手が参加しました第58回全日本トランポリン選手権大会も併せてひまわりドームで開催されております。

続いて、52ページをご覧ください。

②の学習環境の整備の取組結果でございますが、①八幡池青少年広場トイレの新設工事を行いました。これによりまして、八幡池青少年広場の活用についての環境整備が整ったというものでございます。

以上で私のほうからの説明を終わります。

岸野教育長

続いて、原田館長。

原田館長

それでは、私のほうから図書館の分について説明をさせていただきます。

まず、16ページをお開きください。

新規・拡充の取組で第4次子ども読書活動推進計画の策定でございます。

取組概要としまして、第3次計画の成果や課題及び国・府における第4次計画の主な方策を踏まえ、子どもたちや保護者、子どもの読書活動の推進に関わる人が必要としている取組を検討し、子どもたちの生きる力を育み、切れ目のない読書環境の支援をしていくために策定するものであるとしています。

取組結果としまして、令和4年3月に策定し、計画期間は令和4年度から令和8年度としてございます。

今後の課題・方向性ですが、全ての子どもたちが本に親しめるための幅広い資料の収集やイベントなどを実施する、学校図書館システムの導入や子どもたちが情報化社会に対応できるための情報活用力を育成する、将来にわたり子どもと本をつなぐ人材を育成するの3点を挙げています。

こちらにつきましては後ろの意見書のほうでご意見を頂戴しております。意見書の73ページのまず5番です。こちらの報告書などは、「一般の住民の方々に読んでいただくために、意識して読みやすいものにしていただきたい。また、ホームページでの公開のみではなく、広報誌を活用するなど積極的な周知啓発に努められたい。」というご意見を頂戴しております。

また、併せて10番、子どもの読書活動推進のために図書館がさまざまな取組を行っていることをご評価いただきまして、「今後更に、本に興味を持ってない子どもに向けて、保護者も含め子どもが本の魅力に気づき、読書習慣が身につくような様々なイベントの実施に努められたい。」というようなご意見を頂戴しています。

それから、また元のほうに戻っていただきまして、55ページから61ページにかけてなんです、(4) 図書館サービスの充実についてのところで幾つか話をさせていただきます。

まず、①の学習機会の提供の取組結果で、56ページの一番上の表の下に、新たに図書館サービスの充実したこととしまして、図書管理システムの機器入替えに伴いセルフ貸出機を1台導入したこと、また、

検索キーワードを充実し、利用者向けインターネットサービスのメニューの追加など利便性の向上を図ったということを記載しました。

続きまして、⑥になります。60ページになります。こちらの取組結果の1つ目、令和3年度に図書館として特に力を入れた活動として記載しているのですが、他部署との連携としまして、各部署が実施する事業や啓発内容の強化月間等に合わせて本の特集展示を行い、利用者に対して情報発信し、啓発することができたというようなことを記載してございます。

また、全体的に通してなんですけれども、令和2年度に比較しまして令和3年度は各種事業を感染対策を行いながら実施できたものが多くあり、各取組結果の表をご覧くださいますと、回数や参加人数等が増加している状況であるということをお伝えさせていただきたいと思えます。

図書館からは以上です。

岸野教育長

三原課長。

三原課長

以上で、令和4年度熊取町教育委員会活動の点検・評価報告書についての説明とさせていただきます。

ご承認を賜りました後には、9月議会定例会においてこの報告書を提出させていただき、ホームページでも公表してまいりたいと思っております。

以上で、議案第10号「令和3年度熊取町教育委員会活動の点検及び評価について」ご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、原案どおりご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明についてご異議、ご質問等はありませんか。ボリュームが結構ありますから、事前に配らせていただいていますので、意見等もいただいて反映しているかと思えますので、特によろしいでしょうか。

それでは、私のほうから1点だけ、すみません。

評価委員さんからの意見書も頂いておりますが、その中で、特に広報周知活動ですとか教員の働き方改革の啓蒙ですとか、あと、昨今話題になっております部活動の地域移行等、いろいろ3年度の事業については一定評価をいただいております。新しい課題がどんどんあるよということでご意見をいただいておりますので、こういった点につい

では私からいろいろ検討といいますか、進めていきたいと思います。事務局のほうもちょっと大変だろうと思いますが、ひとつよろしくお願ひします。

それでは、議案第10号「令和3年度熊取町教育委員会活動の点検及び評価について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

岸野教育長

議案第10号「令和3年度熊取町教育委員会活動の点検及び評価について」承認とします。

次に、事前配付の議案書2ページ、議案第11号「令和5年度使用熊取町立小・中学校教科用図書の採択について」事務局から説明願ひします。

林理事、お願ひします。

林理事

では、議案第11号「令和5年度使用熊取町立小・中学校教科用図書の採択について」でございます。

標記について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第1項の規定により、令和5年度使用小・中学校教科用図書を令和4年度使用図書と同一とするというものです。

それでは、ページめくっていただいて5ページをご覧ください。

法律の第14条を記載させていただいております。同一教科用図書を採択する期間としまして、第14条「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。」というふうになっております。ですので、毎年この教育委員会議の中で採択いただいているということになります。

では、政令で定める期間につきましては6ページをご覧ください。

法律施行令になります。この第15条に同一教科用図書を採択する期間が書かれております。1項をご覧ください。「法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第九条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。」とあります。附則第9条に規定する教科用図書につきましては、支援学校あるいは支援学級で使用する教科書になります。それを除くと、期間は4年とするというふうになっております。前回の採択替え

につきましては、小学校は令和元年度に採択、中学は令和2年度に採択ということで、小学校は令和2年度より使用しておりまして、来年度で4年目ということになります。中学につきましては、令和3年度より新しい教科書を使っておりまして来年度で3年目ということになりますので、来年度、令和5年度につきましては、引き続き令和4年度と同一の教科書を使うということになります。

7ページ目には、大阪府で定められております令和5年度使用の教科用図書採択の基本事項を載せさせていただいております。その1番ですけれども、市町村教育委員会における採択の基準についてということが書かれております。(1)の4行目から5行目辺りをご覧くださいんですけども、法律の第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、令和4年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないことというふうに書かれております。

この法律を踏まえまして、3ページ目、4ページ目には来年度の令和5年度使用教科用図書一覧ということで、3ページ目には小学校の教科用図書、4ページ目には中学校の教科用図書の一覧を載せさせていただいております。ですので、来年度、令和5年度使用教科用図書につきましては令和4年度使用図書と同一とするということにつきましてご審議いただき、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第11号「令和5年度使用熊取町立小・中学校教科用図書の採択について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

岸野教育長

議案第11号「令和5年度使用熊取町立小・中学校教科用図書の採択について」承認とします。

次に、事前配付の議案書9ページ、議案第12号「図書館協議会委員の任命について」事務局から説明願います。

原田館長、お願いします。

原田館長

それでは、議案第12号「図書館協議会委員の任命について」ご説

明させていただきます。

図書館法第15条の規定により、下記の図書館協議会委員の任命について、事務委任規則第2条の規定により議決を求めるものでございます。

図書館協議会委員は、学校教育関係者2名、社会教育関係者4名、家庭教育の向上に資する活動を行う者1名、学識経験者3名の10名で構成しています。今回は、社会教育関係者の中の熊取文庫連絡協議会代表が森崎シヅ子氏から持田麻衣氏に、学識経験者の黒田隆之氏が名尾利香氏に替わり、その他8名の委員は再任といたします。新たな委員となる熊取文庫連絡協議会の持田氏は熊取文庫連絡協議会からのご推薦、また桃山学院大学非常勤講師の名尾氏についても前委員の黒田氏からのご推薦をいただいています。名尾氏につきましては、前任の黒田氏の専門が福祉分野であったため、同じ福祉分野の研究者としてご推薦いただきました。過去には大阪体育大学の健康福祉学部で実習助手をされていたこともあり、熊取町のこともご存じであるということから活発なご意見がいただけるのではないかと期待しております。

図書館協議会委員の任期は、令和4年9月1日から令和6年8月31日の2年間となります。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第12号「図書館協議会委員の任命について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

岸野教育長

議案第12号「図書館協議会委員の任命について」承認とします。

次に、当日配付の議案書21ページ、報告第5号「小学校プール開放時間の変更・休止及び中止に係る専決処分報告について」事務局から説明願います。

立石課長、お願いします。

立石課長

当日配付の議案書21ページをご覧ください。

それでは、報告第5号「小学校プール開放時間の変更・休止及び中止に係る専決処分報告について」説明いたします。

小学校プールの開放について、小学校プール使用条例第3条の規定により、令和4年の開放日時について下記のとおり変更及び休止するとともに、令和4年7月28日木曜日から8月12日金曜日までの開放を中止することについて事務委任規則第4条の規定により専決処分したので、報告し承認を求めるものでございます。

まず、1、変更及び休止日時についてですが、詳細については表のとおりでございます。小学校プールの開放につきましては、小学校プール使用規則に基づき毎年7月20日から8月12日までの24日間を開放しているものであり、午前10時から正午までは団体の専用使用、午後1時から午後4時までは一般使用となっております。今年度につきましては、校舎改修の工事に伴いプール開放ができなかった東小学校を除く4校で開放を行いました。

2の変更・休止及び中止理由につきましては、安全確保、気象状況（上限温度目安の超過、熱中症警戒アラート発令）及び大阪府モデル「非常事態」移行によるものでございます。上限温度目安の超過につきましては、環境省の暑さ指数、湿度・日射・輻射などの熱環境、気温の3つを取り入れ、その値が31を超過した場合は危険とされ、また熱中症警戒アラートにつきましては、環境省と気象庁が熱中症予防対策の情報発信として暑さ指数の値が33以上と予測された場合発令されるもので、予防として、屋外や空調のない屋内での運動は原則中止とするものでございます。

以上、報告第5号「小学校プール開放時間の変更・休止及び中止に係る専決処分報告について」説明を終わらせていただきます。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第5号「小学校プール開放時間の変更・休止及び中止に係る専決処分報告について」承認としてよろしいか。

委員全員

（「はい。」の声）

岸野教育長

報告第5号「小学校プール開放時間の変更・休止及び中止に係る専決処分報告について」承認とします。

以上で、本日の会議に付された審議すべき事件が終了いたしました。ほかに何かございませんか。

ないようですので、審議を終了します。

(その他報告事項)

岸野教育長 続きまして、その他報告事項に入らせていただきます。  
それでは、順次、事務局から報告願います。  
松浪参事。

松浪参事 『後援名義使用願の承認について（第11回あのねフェスティバル）P. 10より説明』

岸野教育長 続きまして、行事予定。  
林理事、お願いします。

林理事 『小・中学校行事予定P. 11より説明』

岸野教育長 次に、大家参事。

大屋参事 『生涯学習推進課事業予定P. 12～P. 13より説明』

岸野教育長 次に、原田館長。

原田館長 『図書館事業予定P. 14～P. 15より説明』

岸野教育長 それでは、ほかにないですか。  
林理事。

林理事 では、委員さんの机の上にクリップ留めで資料を置かせていただいております。この後の予定もありますので、簡単にではありますけれども3点説明をさせていただこうかなと思っています。

まず、1枚目ですけれども、運動部活動の地域移行に関する検討会議提言ということで、スポーツ庁から出された概要を載せさせていただいております。運動部活動、あと文化部もそうですけれども、今年度から令和7年度末を目途に地域移行というふうなことが示されております。

ポンチ絵の右上のところには課題ということで、持続可能という面で厳しさを増している、子どもたちの数が減っているということで、これはもうますます減りつつあるというような状況、また先生方の業

務負担ということ、そして、地域とも連携がなかなか十分ではないから、そこを進めていかなくちやいけないというような課題が3点指摘されております。

中ほどには改革の方向性ということで5つ書かれておりますけれども、まず休日の運動部活動から段階的に地域移行、これは文化部も同じです。目標時期については令和7年度末ということ、3つ目につきましては、平日の運動部活動の地域移行はできるところから取り組む。4つ目については地域におけるスポーツ機会の確保、そして5つ目は、地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進というふうに書かれております。

ここにつきましては、教育委員会の中でも検討をしっかりと進めていかなければならないと思っております。今現在、大阪体育大学さんと連携させていただいて、DASHプロジェクトということで学生さんを各クラブのほうに送っていただいたりとかしているんですけども、体大さんとの連携あるいは地域との連携というところも踏まえて検討を進めていかなくちやいけないなというような段階であります。これが1点目です。

2点目につきましては、ホチキス留めで資料をつけさせていただいております支援教育のことになります。この文書につきましては各小・中学校長に送らせてもらった文書になります。表題につきましては支援学級及び通級による指導の適切な運用についてということで、実は4月に国のほうから大阪府のほうに通知がありました。いろんな内容が書かれておるんですけども、1点お伝えさせていただくのであれば、支援学級に在籍している子どもさんについては週の授業の半分以上を目安として支援学級で授業は受けるものだろうというようなこと、もしそうでないのならば、学びの場の変更、支援学級なのか通常学級なのか、あるいは通級指導を受けるのかという学びの場の変更を含めた検討を進めてくださいというようなことが国の通知に書かれております。

それを受けて、大阪府のほうから市町村のほうにも通知がありました。府のほうから通知のあった内容を教委の中でも協議、また校長先生にもご説明等しております。町の方針は1枚目に書かせていただいているとおりです。国からは、週の授業の半分以上を目安として、新学期在籍している子やったら半分ぐらい支援学級で授業を受けるん違うかなというふうな目安が示されたわけですけども、熊取町としましては、記の下に「障がいのある子どもの教育は」というふうにか

せていただいております。「ともに学び、ともに育つ」ということで、通常学級での交流、共同学習も重要やということは今までと同じ考え方です。

2つ目に書かせていただいているのは、子どもたちの学びをしっかりと保障する、当然、個々の障がいの状況とか発達の段階に応じた指導をしっかりと進めていくということで、(1)から(3)まで書かせていただいておりますけれども、子どもに応じた特別の教育課程をしっかりと編成していくということと、あと(2)については、その教育課程に基づいて子どもの個々に応じた適切な学びの場、この子は支援学級がいいのか支援学校がいいのか、あるいは通常なのか通級指導教室なのかという学びの場についてしっかりと判断していく。その子の力を伸ばすためにはどこがいいのかなということを判断していくということです。

3つ目につきましては、交流及び共同学習、通常の学級で学ぶ際に、組織的な指導あるいはしっかりとサポートできる体制を構築していくということで、この方針を進めてまいりたいというふうに思っております。

夏には、支援担当の指導主事が各学校のほうへ出向きましてそれぞれの子どもの状況あるいは教育課程の編成についての聞き取りを行い、各学校と一緒にしながら、子どもにとっての学びの場はどこがいいのか、あるいはしっかりとどう学びを保障していくのかということを考えていきたいなというふうに思っているところです。これが2点目です。

3点目につきましては、コロナの濃厚接触者のことについてです。

今年の4月の段階で、保健所の業務が逼迫しているということで、中学校における濃厚接触者の特定はもうしないという方向になりました。今回、7月末にまた大阪府の方針が出されて、保健所の業務の重点化というところで、小学校においても濃厚接触者の特定はもう行っていないというふうな方向になっております。ですので、今は夏休みですので小学校でそういった作業もしていないところではあるんですが、2学期以降については小・中とも濃厚接触者の特定は原則行わない。ただ、泊を伴う修学旅行や林間学校で部屋が一緒になった場合のみ濃厚接触者として特定させていただいて、5日間の出席停止ということになるということをお知りおきいただければなというふうに思っています。

以上です。

岸野教育長

ありがとうございます。

ご報告はほかにはないでしょうか。以上でしょうか。

ないようですので、これで令和4年8月教育委員会定例会を閉会します。

---

閉会 午後5時59分

---

会議録は、教育委員会会議規則第14条の規定に基づき作成したもので、会議の顛末は事実に相違ないことを証するため、ここに署名する。

熊取町教育委員会

教育長

署名委員